

令和6年11月28日_北海道運輸局_道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン説明会_質疑

R6.12.6_HP掲載

	質 問	回 答
1	観光ガイドとして、公的資格に該当するものを教えてください。	国、地方公共団体、公益社団法人日本観光振興協会、公益社団法人、一般社団法人、商工会議所が発行する資格は、いずれも公的資格に含まれますが、判断に迷いましたら個別具体的にご相談ください。
2	観光ガイドとしてガイド代をいただき、個人旅行者を自家用車で周遊しながらご案内することは可能なのでしょうか。どこまでが良くて、どこまでがダメなのかを教えてください。	適切なガイドサービスが提供されている前提でお答えいたします。 自家用車を用いて周遊しながらガイドを行い、ガイド代を收受し、運送代を無償又は実費の範囲内で收受する場合は、道路運送法上の許可又は登録は不要です。
3	ガイドライン（イラスト版）にある 「③ツアー＆ガイドに付随する送迎」において、目的地間の送迎の途中にお土産屋等に立ち寄ることは可能でしょうか。体験等のサービス提供者が、「集合場所⇒体験場所⇒お土産屋⇒集合場所」というルートを取ることは可能でしょうか。	社会通念上常識的な範囲の運送であって、運送代を無償又は実費の範囲内で收受することを前提にお答えいたします。 集合場所と体験場所の途中、お土産屋等に立ち寄ることは可能です。
4	主要都市からホテルまで、今現在無償で運行していますが、有償に変更できますか。 有償にできる場合は、どのような手続きが必要ですか。 料金の下限/上限の有無と自由に料金設定ができますか。 立寄り等の規制はございますか。	主要都市～ホテル間が、社会通念上常識的な範囲の運送であることを前提にお答えいたします。 運送代を無償又は実費の範囲内で收受する場合は、道路運送法上の許可又は登録は不要であり、途中お土産屋等に立ち寄ることは可能です。 一方で、実費の範囲内を上回って收受する場合は、道路運送法上の許可又は登録が必要になりますが、この場合の運賃の設定方法については、事業種別によって異なるため、一概にはお答えしかねます。 具体的な計画をお持ちであれば、個別具体的にご相談ください。
5	レンタカーを利用する客について、 宿泊施設・最寄り駅～事務所間の送迎 このサービスを有償で行ってもいいのでしょうか。 そのサービスを有償にする場合は、レンタカーの許可以外に必要な手続きがあるのでしょうか。	宿泊施設・最寄り駅～事務所間が、社会通念上常識的な範囲の運送であることを前提にお答えいたします。 送迎代を無償又は実費の範囲内で收受する場合は、道路運送法上の許可又は登録は不要です。
6	宿泊施設が、宿泊料金等に差異を設けない前提で、送迎客を限定することは可能でしょうか。	宿泊料金等に差異を設けない前提ということですので、送迎客＝宿泊者であり、かつ、送迎は無償で行われることを前提にお答えいたします。 道路運送法上の許可又は登録が不要な運送であれば、送迎客の限定について道路運送法上の規制はございません。
7	駅～宿泊施設に送迎バスを運行しており、現在は無償であるが有償にしたいと考えております。貸切バス会社に支払っている代金を、そのまま実費として見ることはできますか。	バス会社に支払う運賃・料金は、実費として見ることはできません。
8	今後（実費の範囲内で）送迎サービスを提供する場合、運転者は第二種運転免許が必要ですか。	当該サービスが道路運送法上の許可又は登録が不要な運送である場合、第二種運転免許は必要ありません。
9	フォトガイドツアーを企画しており、送迎は会社の自家用車を使用します。この場合、ガイド料及び実費を收受することは可能ですか。	適切なガイドサービスが提供されている前提でお答えいたします。 送迎代を実費の範囲内で收受する場合は、道路運送法上の許可又は登録は不要です。

※いずれの項目も、R6.11.28現在の内容を掲載しております